

## 北海道水素地域づくりプラットフォーム 規約

### (名称)

第1条 この会は、北海道水素地域づくりプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

### (目的)

第2条 プラットフォームは、北海道に豊富に賦存する再生可能エネルギーの活用を、水素を利用することにより促進させ、水素を活用した地域づくりを検討するとともに、水素の製造・利用に係る事業の振興を通じて地域に貢献していくことを目的とする。

### (組織)

第3条 プラットフォームは、前条の目的に賛同し、目的を達成するための事業に主体的に取り組む者及び今後の水素関連事業等展開の検討などを目的とする者（以下「会員」という。）から構成する。

- 2 プラットフォームは、個別の施策・問題を検討するため、必要に応じて検討グループを設置することができる。
- 3 プラットフォームの目的を達成するために、必要に応じて会員以外の有識者等を会合に招いて意見を伺うことができる。

### (活動)

第4条 プラットフォームは第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 水素を活用した地域づくりに関する意見及び情報交換、視察の実施
- (2) 水素を活用した地域づくりに関する会員による先進的な取組支援
- (3) その他プラットフォームの目的を達成するための会員間の活動及び支援

### (座長)

第5条 このプラットフォームには、座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は、プラットフォームの事務を総理する。
- 3 座長不在時には、座長代理がその事務を行う。

### (会合の招集)

第6条 会合は、必要に応じて座長が招集する。

(検討グループ)

第7条 検討グループは、第3条に定める者をもって構成する。

2 検討グループの議事内容等は、適宜、プラットフォームにおいて情報を共有する。

(事務局)

第8条 プラットフォームの事務局は、国土交通省北海道開発局開発監理部開発連携推進課に置く。

(費用の負担)

第9条 プラットフォームの取組について費用負担が生じる場合は、会員の間で、個別案件ごとに協議を行うこととする。

(成果の取扱い)

第10条 プラットフォームで得られた成果の公表等については、会員等の合意形成を図った上でこれを行うこととする。

(規約の変更)

第11条 本規約は会員の過半数が同意する場合、変更することができる。

(その他)

第12条 本規約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、事務局にて協議の上、その取扱いを定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年5月25日から施行する。

(施行期日)

2 この規約は、平成30年9月20日から施行する。